

ものづくり創造拠点SENTANピッチイベント企画運営業務委託 仕様書

1 事業目的

ものづくり創造拠点SENTAN発の「新規性・独創性のある製品・技術等」のピッチイベントを開催し、知見・ノウハウを有するサポーター（協業、販路開拓、広報、産学連携等を支援する者）や、製品・技術等に関心の高い全国の事業者等との新たな出合いやつながりの機会を提供することで、新たな価値を創出し、新事業を形にするオープンイノベーションの推進を図る。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年2月25日（金）

3 委託業務

- (1) 事業の企画・実施に係る業務
- (2) サポーター集積の交渉・調整に係る業務
- (3) 広報等に係る業務

4 業務内容

- (1) 事業の企画・実施に係る業務

ア 『ものづくり創造拠点SENTANピッチイベントの企画』

受託者は、受託者自身の知見やネットワークを生かし、ものづくり創造拠点SENTANのプロダクト等を紹介・マッチングするピッチイベントを企画する。ピッチイベントでは、ものづくり創造拠点SENTANで展開する各支援事業から生み出された製品・技術等が、本格的に事業化、製品化へとステップアップできるような企画をすること。なお、新型コロナウイルス感染症対策を十分講じた上で実施すること。

(ア) ピッチイベント

- 開催時期：令和4年1月～2月の間に1回
- 開催方法：オフライン（ものづくり創造拠点内）またはオンライン、併用
※いずれの場合でも、発表を録画し、動画として残すこと。
- プレゼンター数：5～8者程度
- 対象：ものづくり創造拠点SENTANで展開するすべての支援事業から生み出された、製品・技術等
※なお、回数やプレゼンター数は目安であり、事業趣旨を踏まえて、より事業効果を高められる場合は、回数増等の提案を可とする。

(イ) ミニピッチイベント

- 開催時期：令和3年10月～令和4年1月の間に2回
- 開催方法：オフライン（ものづくり創造拠点内）又はオンライン、併用
※いずれの場合でも、発表を録画し、動画として残すこと。

○プレゼンター数：3～5 者程度／回

○対 象：令和3年度豊田ものづくりブランド認定企業及び豊田市ものづくり創造補助金を活用して生み出された製品・技術

※なお、回数やプレゼンター数は目安であり、事業趣旨を踏まえて、より事業効果を高められる場合は、回数増等の提案を可とする。

(ウ) 受託者は、ものづくり創造拠点SENTANに関する製品・技術等の中から、それらが事業化、製品化へと発展することで豊田市の地域産業の活性化につながることを期待されるものを調査し、プレゼンターを選定すること。プレゼンターの決定については、市担当者との協議の上決定する。

(エ) イベントでは、参加者全員に向けたピッチ時間のほかに、プレゼンターごとに分けたグループをつくり、詳細の質疑応答やマッチング等を図る時間を設けること。なお、グループ分けの設定方法については、市担当者との協議の上決定する。

(オ) 日程・内容等詳細については、市担当者との協議の上決定する。

イ 『プレゼンター向け事前ワークショップの開催』

受託者は、プレゼンターの事業化、製品化に向けたPR手法や、ピッチイベント及びミニピッチイベント当日のプレゼン発表をより伝わりやすくするための手法を伝える「プレゼンター向け事前ワークショップ」を企画すること。また、「プレゼンター向け事前ワークショップ」は、全体向けの講師1名を置いた上で、プレゼンター1者につき1者以上のメンターを配置すること。ワークショップ前後に事前情報共有や振り返りのためのセッションを設け、プレゼンの質が向上するようにフォローアップを行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症対策を十分講じた上で実施すること。

ウ 『イベント後のコーディネート』

受託者は、イベント後もサポーターからの支援が円滑に進むよう、適宜コーディネートを行うこと。

(2) サポーター集積の交渉・調整に係る業務

ア 受託者は、受託者自身の知見やネットワークを生かし、ピッチイベントのプレゼンターを支援するサポーターを選定すること。サポーターについては、プレゼンターと同数以上を集積し、当日に参加するよう調整すること。

イ サポーターによる支援とは、製品・技術開発への協業、販路開拓支援、マーケティング、事業化への助言、広報支援、産学連携等であり、サポーターはそれらの支援が可能な者とする。

ウ 選定に当たっては、市内企業が普段接する機会がなく、その機会を提供することで市内企業の発展に大きく寄与する可能性がある者が望ましい。

(3) 広報等に係る業務

ア 告知用チラシデータ (A4 両面) 及びWEB掲載用データを作成するとともに、市内

製造業者及び市内外の企業等に対し、周知を行う。

イ 市内外関係者や地元メディアへの告知を行った上で、ピッチイベントは100名程度、ミニピッチイベントは30名程度の参加を見込んで開催するものとする。

ウ イベント開催後は、実施内容をまとめたイベントレポートと動画を SENTAN の HP 及び全国向けのWEBメディアに掲載すること。なお、掲載メディアについては、事前に受託者が複数提案した上で、市担当者と協議の上決定し、掲載内容についても事前に市担当者と調整を行うこと。

5 業務体制

- (1) イベント当日の運営は、メイン司会者のほかに、プレゼンターごとに分けたグループのコーディネーターができる担当者を、各グループ最低1名以上配置して実施すること。

6 打ち合わせ

- (1) 受託者は、本業務の契約締結日の翌日から10日以内に市担当者との初回打ち合わせを実施し、その結果を踏まえた事業の工程表を速やかに作成・提出すること。
- (2) 受託者は、(1)に加え市担当者からの指示に基づき、オンラインで事業方針の確認及び経過報告等を目的とした打ち合わせを行うこと。なお、受託業務の主担当者又は副担当者1名以上を出席させること。
- (3) 受託者の都合により上記以外で対面による打ち合わせ又は協議が必要になった場合には、当該打ち合わせ等に係る費用は受託者において負担すること。
- (4) 受託者は、市担当者との打ち合わせ及び協議後速やかに記録(様式は任意)を作成し、市担当者に提出すること(メール可)。

7 業務上の留意点

- (1) 受託者は、本業務の企画、実施に当たり必要となるオンライン環境を整え、プレゼンター及びサポーターのオンライン設定等に不具合が生じないよう、事前確認を行うこと。また、不具合が生じた場合は、滞りなくワークショップやイベントに参加できるようにフォローを行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の企画、実施に当たり、プレゼンターとサポーター双方の通常業務に支障が出ないように調整すること。
- (3) 本業務中に事故等が発生した場合、受託者は委託者に直ちに報告するとともに、その回復に努め、対応方法について指示を仰ぐこと。なお、委託者は一切責任を負わないものとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うに当たり生じた従業員の災害について全責任を負うものとし、理由の如何を問わず、委託者は一切その責任を負わないものとする。

8 一括再委託等の禁止

- (1) 乙は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である4 業務内容(1)

事業の企画・実施に係る業務のア、ウ、(2) サポーター集積の交渉・調整に係る業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により甲の承認を得なければならない。

(3) 甲は、前項の届出について、その下請負が不相当と認めるときは、乙に対しその下請負を承認しないものとする。

9 成果物

- (1) 事業実績報告書 (A4 版縦) 1 部及び電子データ
- (2) 事業実績報告書概要版 (A3 版) 1 部及び電子データ
- (3) イベントレポート電子データ及び動画データ
- (4) その他、委託者が求めるもの

10 納入場所

豊田市産業部次世代産業課内 (豊田市拳母町 2 - 1 - 1)

11 スケジュール (予定)

時期	概要
契約締結後 10 日以内	・初回打ち合わせ (事業実施スケジュール及び実施内容)
～ 9 月下旬	・プレゼンター及びサポーターのリスト作成 ・事業企画案の作成
10 月～ 12 月	・プレゼンター及びサポーターの交渉・調整 ・プレゼンター向け事前ワークショップの実施 ・ミニピッチイベントの準備・開催
1 月～ 2 月	・ピッチイベントの準備・開催
～ 2 月 25 日	・プレゼンターとサポーターの仲介フォロー ・成果物の提出・完了 (郵送での提出可)

12 その他留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、本業務における業務担当責任者 1 名、主担当者 1 名、副担当者 (人数は任意) を選定し、氏名、連絡先、役割、体制 (意思決定手続含む) 等の情報を、市担当者に書面で報告すること。
- (2) 成果物納品後、その利用に伴い万が一著作権等に関する事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すること。
- (3) 受託者は、本業務において知れた個人及び企業情報等については、すべて秘匿事項とし、事業終了後においても同様の扱いとして外部に漏らさぬこと。
- (4) この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度市担当者と受託者双方で協議の上決定すること。